

改正

令和2年3月19日告示第84号

花巻市地域おこし協力隊設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少や少子高齢化が進行する本市において、新たな地域の担い手として都市圏から地域おこしに意欲のある人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、地域力の維持及び強化を行うため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号）に基づき、花巻市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(協力隊の活動)

第2条 協力隊は、任用前に培った知識や経験、人脈を最大限に生かし、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 農林水産業振興に関する活動
- (2) 商工観光振興に関する活動
- (3) 住民の生活支援に関する活動
- (4) 地域活性化に関する活動
- (5) 移住・定住の促進に関する活動
- (6) 起業支援に関する活動
- (7) その他市長が認める活動

(協力隊員の任用)

第3条 協力隊の隊員（以下「協力隊員」という。）は、次に掲げる要件をいずれも満たす者のうちから市長が任用する。

- (1) 三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の対象地域又は指定地域を除く。）から花巻市に生活拠点を移し、住民票を異動することが可能な者
- (2) 心身ともに健康で、地域おこしに意欲があり、住民とともに地域活動に積極的に参加できる者

(協力隊員の任期)

第4条 協力隊員の任用期間は、任用された会計年度の末日までとする。ただし、通算36か月まで再度の任用ができるものとする。

(協力隊員の身分)

第5条 協力隊員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員とする。

(報酬)

第6条 協力隊員の報酬は、花巻市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年花巻市規則第16号）別表に定める報酬の基準月額の内と、令和2年度は239,000円、令和3年度は264,000円、令和4年度以降は273,000円とし、期末手当は、支給しない。

(副業の申出)

第7条 協力隊員は、活動の妨げにならない範囲において、花巻市に定住するために、地域おこしの延長又は他の営利活動により、花巻市が支給する報酬以外の収入を得ようとする場合には、あらかじめ市長に申し出なければならない。

(公用車の私的使用)

第8条 公用車の私的使用については、協力隊員の特殊性から認めることとする。

2 私的に使用できる範囲は岩手県内とする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

3 私的使用の距離は、毎月の走行距離から活動に利用した距離を除いた距離とする。

4 私的使用にかかる燃料費等相当分は、使用距離1キロメートル当たり5円を月単位で徴収する。

5 通勤に使用する場合は、私的使用とみなす。

(活動経費)

第9条 市長は、協力隊員の活動に必要な経費を予算の範囲内で支出するものとする。

(活動報告)

第10条 協力隊員は、活動の状況を定期的に市長に報告しなければならない。

(市の役割)

第11条 市長は、協力隊員の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 協力隊員の活動に関する各種調整

- (2) 協力隊員の活動に関する住民への周知
 - (3) 協力隊員の定住支援
 - (4) その他協力隊員の円滑な活動に必要な事項
- (解任)

第12条 市長は、協力隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解任することができる。

- (1) 協力隊員本人から退任の申し出があったとき。
 - (2) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (3) 心身の故障のため、活動遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - (4) 協力隊員としてふさわしくない非行があったとき。
- (委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和2年3月19日告示第84号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。